

“確定申告”のための必需品!!

必要経費ノート

必要経費に関する情報が、このノートで効率的に記帳・整理できます!

スムーズな確定申告手続きには、
日常の情報整理が不可欠!

事業所得者の方は、所得の多少にかかわらず、
記帳、帳簿類・領収証等の保存が必要です。
(所得税法第232条)



B5判・ファイル付
定価:1,870円(本体1,700円+税10%)

*主な内容

経費科目	旅費交通費、通信費、接待交際費、消耗品費、雑費
集計項目	日次集計、月次集計、年次集計
その他	必要経費一覧表(モデル)、領収書貼付欄、給与明細書貼付台紙

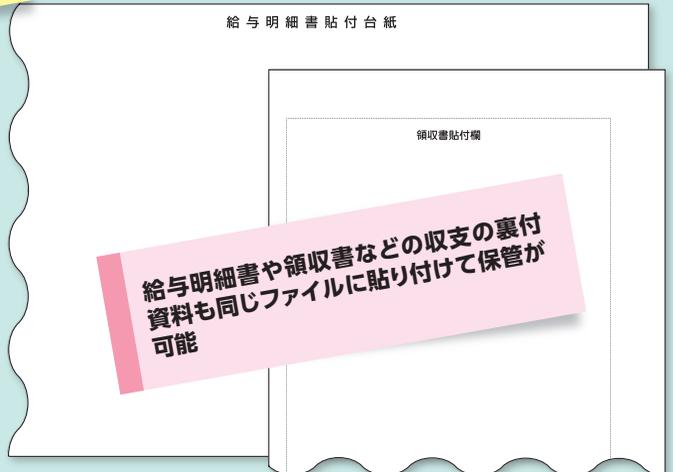
経費科目	経費支出目的	金額(円)
旅費交通費		
通信費		
接待交際費		
消耗品費		
雑費		

日々の支出情報の整理
支出目的と金額を経費科目別に1日単位
で整理

●その他のメリット●

日	旅費交通費	通信費	接待交際費	消耗品費	雑費	合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

月ごとの情報の集計
「必要経費集計表」に集計して1カ月単位
で整理



給与明細書や領収書などの収支の裏付
資料も同じファイルに貼り付けて保管が
可能

平成 年 月 日	必要経費										(B) 雑費 合計	(C) (A)-(B) 所得金額	
	(A) 収入	① 旅費交通費	② 通信費	③ 接待交際費	④ 消耗品費	⑤ 雑費	⑥ 租税公課	⑦ 損害保険料	⑧ 修繕費	⑨ 消耗品費			⑩ 雑費
1月													
2月													
3月													
4月													
5月													
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
年末 整理済													
合計													

年間分の集計
年間の「収支計算表」を1カ月単位の
「必要経費集計表」をもとに作成

経費項目	概要	具体的支出例
減価償却費	業務用の自動車、軽自動車等の使用可能期間が1年以上のもので、取得価額の10%以上のものを除く(注1)	業務用の自動車、バイク、パソコン等の減価償却(特定の使用方法に基づいて計算する必要があり、(注1)取得価額による期間計算の適用は行わない)
租税公課	自動車税、自動車取得税、印紙代、組合費等	業務用の自動車、バイクの自動車税、自動車取得税、印紙代、組合費等
旅費交通費	通勤・通学、旅行、出張、送迎、送迎費用、送迎の経費、加算金、罰金、料金、送料、送料などは、必要経費にはなりません。	通勤交通費、旅行費用、出張費用、送迎費用、送迎の経費、加算金、罰金、料金、送料、送料などは、必要経費にはなりません。
通信費	業務上の連絡等のための費用	業務上の連絡等のための費用
接待交際費	旅行費、送迎費、送迎費用、送迎の経費、加算金、罰金、料金、送料、送料などは、必要経費にはなりません。	旅行費、送迎費用、送迎の経費、加算金、罰金、料金、送料、送料などは、必要経費にはなりません。
損害保険料	業務用の自動車、軽自動車等の損害保険料	業務用の自動車、軽自動車等の損害保険料
修繕費	業務用の自動車、軽自動車等の修理費用	業務用の自動車、軽自動車等の修理費用
消耗品費	業務用の自動車、軽自動車等の消耗品	業務用の自動車、軽自動車等の消耗品
会社控除経費 有価物費等	業務上使用する物品、旅行費用等	業務上使用する物品、旅行費用等
雑費	上記以外に、必要経費となるもの	上記以外に、必要経費となるもの

経費項目についての内容の概要や具体的
な支出項目例の一覧表付。発生した経費
を分類する際のガイダンスとして活用が
可能